

平成 20 年度 宇都宮市社会福祉審議会第 5 回障がい者福祉専門分科会 議事録

日時：平成 21 年 2 月 16 日（月）

午後 3 時～5 時

場所：市役所 14B 会議室

【出席者】 麦倉分科会長，池本職務代理者，福田委員，直井委員，加藤委員，亀山委員，
白井委員，梅園委員，薄井委員，寺内委員，

【欠席者】 大和田委員，飯島委員，小林委員

【事務局】 [障がい福祉課]川中子課長，桐原課長補佐，藤牧企画係長，森田相談支援係長，
田中福祉サービス係長，伊藤総括主査，吉岡主任，岩下主任主事

[保健予防課]小杉課長，本名係長

[子ども発達センター]広野所長，小林副所長，平石係長

【傍聴者】 なし

事務局	開会
麦倉分科会長	あいさつ
	議事 報告事項 (1) 「第 3 次宇都宮市障がい者福祉プラン」(素案) 及び「第 2 次宇都宮市障がい福祉サービス計画」(素案) へのパブリックコメントについて
	事務局説明
池本委員	パブリックコメントに関しては，こういう意見があったとか，市の考え方など，計画ができた後にホームページなどに載せるのか。
事務局	はい。庁議等を経て意思決定をした後で，かつ計画を実施するまえに，意見の概要とそれに対する市の考え方を，ホームページ等を使って公表していく。
麦倉委員	協議会や審議会に障がい者入れてほしいという意見があるが，どのような意味なのか。今現在も障がい者の方に委員に入ってもらっているが。

事務局	<p>現在も障がい者団体の代表や当事者（障がい者）が委員に入っていると、回答する。当審議会などの構成メンバーを良くご存じない方からの意見かと思われる。</p>
直井委員	<p>今回のパブリックコメントは、21名76件が集まったが、市役所の他の部局でもパブリックコメントを実施している中で、この件数は多いのか。</p>
事務局	<p>かなり多い方と思う。他の部署では意見は十数件程度と聞いている。例えば高齢福祉課で介護保険関係の計画の改訂を行っているが、集まった意見は一桁と聞いている。</p> <p>議事 協議事項</p> <p>(1)「第3次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び「第2次宇都宮市障がい福祉サービス計画」への提言書（案）について</p> <p>事務局説明</p>
寺内委員	<p>地域活動センターのあり方として、「居場所や他の利用者との交流を目的とした利用」という表現があるが、精神だけではない。知的障がい者でも体調も含め、必ずしも障がい者の集まりの中でもうまく活動できないものもいる。精神障がい者だけでなく、他の障がい者でも、就労に結びつかなくても、何もしなくても良いからそこに居られればよいという人もいる。マイペースに利用できる施設も必要なのではないかと。計画では地域活動センターは減少となっているが、そういう人もいるので考慮してほしい。障がい者が（就労継続支援）A型やB型だけで対応できるものではない。</p> <p>退院促進については、「受け入れ条件を整えば」という表現は国や県が言っており、いろいろ制度を設けているが、実際「受け入れ条件を整えば」という表現は美辞麗句であり、実際はそのように行かないのではないかと。条件が整うだけでは進まないだろうと思うので、地道な対応策が必要なのではないかと。</p>
事務局	<p>受け入れ条件については、退院後の受け皿としてグループホーム・ケアホームの市独自の整備補助制度を本市の大きな方針としているが、当然それだけという意味ではない。審議会の中でも単に住まいの確保だけ</p>

	<p>でなく、周囲の理解がなければ暮らせないという意見をいただいております。市でも同様の考えなので、単に受け皿を整備するだけでは難しいという認識で、国の表現そのままではあるが「受け入れ条件整えば」と書いている。</p>
麦倉会長	<p>地域活動支援センターに関する質問についてはどうか。</p>
事務局	<p>地域活動支援センターの居場所的な利用の例示として、軽度の精神障がい者を挙げているが、場合によっては表現を変えるよう検討するが。</p>
寺内委員	<p>(文章を読んだ印象では)居場所的な利用が軽度の精神障がい者だけのように受け取れ、それだけ疑問が残る。</p> <p>精神障がいの重い方でもいらっしゃるし、知的で重い方への対応も含まれるのではないか。</p>
事務局	<p>文章では、あくまで例示として軽度の精神障がい者を載せたが、それが限定的な意味に取れる恐れがあるので、多様なニーズに対応できるセンターのあり方の検討というふうに理解されるよう、文言については修正する。</p>
加藤委員	<p>地域活動支援センターの利用については、障がい程度区分の認定がわからない。ほとんどの利用が、認定区分を受けていない人ではないかと思うが。</p>
事務局	<p>審議会の中で、就労継続支援A・Bや生活介護では対応しきれないニーズへの対応というご意見があったので、軽度の精神障がい者の居場所的な利用を例示として挙げてしまったが、多様なニーズへの柔軟な対応が可能なセンターのあり方として、分かりやすいよう表現を修正したい。</p>
直井委員	<p>宇都宮市は県の障がい保健福祉圏域の県東央圏域からは外れたと認識していたが。</p>
事務局	<p>県のプランがまだ最終的な策定に至っていないため、現段階ではまだこのような表記になっている。</p>
麦倉委員	<p>文章中では県東央圏域に属しているとの表記で良いと思うが、宇都宮</p>

事務局	<p>市が外れるのはほぼ確定しているし、計画は将来を見据えてのものなので、分離することを視野に入れて対応する、という表現なら盛り込んでもいいのではないのか。</p> <p>分離の方向性を加味して追記する。本市が県東央圏域から独立する可能性が高まっているので、宇都宮市独自の就労支援が必要であると認識しており、そのような表現になっている。</p>
池本委員	<p>障がいのある子の教育について。</p> <p>昨年、学校教育法が改正され、普通学級においても特別支援教育を行うことが義務付けられている。通常の学級に、学習や集団生活に課題を有する子が「増えているから」ではなく、「適切に支援する必要があるため」、個別・小集団での指導ができる環境整備や担当教員の配置を行う、と標記してはどうか。</p> <p>また、ところどころ主語が気になる。提言書は、審議会が市に対して「〇〇してほしい」と言うものだから、「本市としては〇〇が必要である」ではなく、「市は〇〇する必要がある」でいいのではないか。</p> <p>細かいことだが、障害者自立支援法の「障害者」が抜けている。</p> <p>事業者の経営実態調査については、「早急に行われるよう期待する」ではなく、早急に行わなければならないものと思うので、「提言する」とか「要望する」とか具体的な表現にしてほしい。</p>
事務局	<p>ご指摘の部分については精査していく。最後の実態調査については、「実施することを要望する」でよろしいか。</p>
池本委員	<p>よい。</p>
直井委員	<p>前回の審議会で申し上げた、刑務所出所者（触法障がい者）への支援について、最後の施策の推進の中に表記できないか。</p>
事務局	<p>現在の国・県の動きとしては、県が触法障がい者に対する「地域生活定着支援センター」を設置することとなっている。触法障がい者への支援にどういったものが必要なのか見えない中なので、国・県の動向を見ることが重要と考えている。特に市に対しては何も示されておらず、課題認識はあるものの、中長期的なものとしてとらえており、現段階で提言書に盛り込むのは難しい。</p>

直井委員	<p>実際に今年の7月から、県の判断によっては10月から各都道府県にセンターが配置されるということで、その準備に関する研修会を開催されている。特に法務省が乗り気で、先日の私が参加した研修会では、250人の参加者のうち法務関係者が70人くらい来ていた。</p> <p>本県では、宇都宮にセンターができる可能性が高いと思う。栃木県内には刑務所に入っている方が5,000人くらいいると聞いており、他の県に比べて満期出所者や仮釈放の人が多いのではないか。また、実際には捕まっていないが、法に触れるぎりぎりの方が宇都宮にたくさんいるのではないかと個人的には思っている。</p>
事務局	<p>委員のご指摘は理解でき、市にできる可能性は高いと思っているが、市としても動き方が見えない、何も示されていない中で提言書に載せるのは難しいと思う。</p>
麦倉委員	<p>現段階では難しいということであれば、最後の「必要に応じて見直す」のなかで対応すると思えばいい。</p>
事務局	<p>中長期的な課題として、今後、見直しが必要な時に対応したい。</p>
薄井委員	<p>書いてあるかどうかかわからないが、今回、情報や心のバリアフリーについては触れられているが、私達のような視覚障がい者が、移動支援なしで単独で街を歩く場合の、街のバリアフリーについて何か盛り込まれているのか。バリアフリーというと、単純に段差をなくすことと思われがちだが、私達視覚障がい者にとっては、段差が完全になくなることは困ることもある。単なる段差解消ではなく、歩きやすい街づくりという視点で考えてほしい。</p>
事務局	<p>ハード系のバリアフリーについては、第2次の障がい者福祉プランの重点事業となっており、こちらは一定の目標をクリアしているところ。今回新たなものとして、情報や心のバリアフリーへの取り組みを提言書に盛り込んだ。</p> <p>プランの本文には、「快適な生活環境整備の推進」として、道路・学校・公園や公共建築物等のバリアフリー、ノンステップバスの導入、障がい者用公営住宅の整備の推進を盛り込んでいる。</p>
事務局	<p>補足ですが、交通バリアフリー法ができた時の本市の取り組みは、毎</p>

	<p>日多くの乗降客があるJR宇都宮駅と東武宇都宮駅のエレベーター・エスカレーター設置がメインでしたが、歩道整備についても障がい者の方々に意見を伺い、最初は段差なしだったが、車道と歩道の境がわからないと極めて危険だという事がわかり、2cmの段差を設けている。</p>
<p>麦倉委員</p>	<p>一律にバリアフリーだから平らにすれば良いということではなく、個人の障がい特性になるべく配慮してという意味だと思う。</p>
<p>麦倉委員</p>	<p>ほかにご意見がなければ、今日の意見を修正してもう一回会議を開催することはスケジュール的に難しいので、修正は会長の私に一任いただくことで良いか。</p>
<p>各委員</p>	<p>良い。</p>
<p>麦倉委員</p>	<p>では、事務局と詰めて、提言書として市長に提出いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、提言書については、今日のご意見を反映させて、会長にご確認いただき市長に提出していく。</p> <p>プランと計画の本文については、今後パブリックコメントに基づく修正などを行い、最終案を作っていく。</p> <p>前回の分科会で池本委員にご指摘いただいた部分については、パブリックコメント前に修正している。</p>
<p>事務局</p>	<p>今後の進め方について。</p> <p>本日ご審議いただいた内容を提言書に反映し、2月20日（金）午後1時45分より宇都宮市社会福祉審議会 委員長の森健様、本分科会会長 麦倉仁巳様より市長に提言書を提出していただきます。</p> <p>また、「第3次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「第2期宇都宮市障がい福祉計画」については、庁内の決裁などを経まして、3月議会、県知事に報告します。報告後は、市のホームページなどで公表してまいります。公表の際には、委員の皆さまにも両計画を送付します。</p>
<p>直井委員</p>	<p>気になっていたことを1点だけ。</p> <p>提言書では地域活動支援センターを充実していくとしているものの、計画では施設数を減少する計画になっている。</p>

事務局	<p>自分のところにも、減少させるのはおかしいのではないかという意見を何人かの事業者から頂いている。</p> <p>対象者が増える見込みがあるにもかかわらず、計画として数字が減っていくのはどうなのか。</p> <p>地域活動支援センターは、第1期計画の時から介護給付・訓練等給付の施設に移行していくべきものとして、減少の計画である。多様なニーズに対応する新しい地域活動支援センターあり方を今後検討していく中で、今はどういうものが良いのか分からないので、数字ありきではないが、新たなニーズが明確にわからない以上数字は第1期計画のスタンスのまま。第2期計画期間で見直したうえで第3期計画以降に反映させていく。</p>
麦倉会長	<p>その他何かありますでしょうか。</p> <p>特にないようであれば、これをもちまして、本日の分科会を終了します。</p> <p>本年度は、宇都宮市の「障がい者福祉の向上」につながる新しい計画を策定していくということで、委員の皆さまにはお忙しい中、5回の会議に出席いただき、積極的な意見をいただきました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、これをもちまして、</p> <p>「平成20年度第5回 宇都宮市社会福祉審議会障がい者専門福祉分科会」を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>